

土門 剛



土門 剛 どもん たけし

【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、「農協が倒産する日」（東洋経済新報社）、「穀物メジャー」（共著／家の光協会）、「東京をどうする、日本をどうする」（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、「新食糧法で日本のお米はこう変わる」（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

東大教授・鈴木宜弘さん作・演出の『冬のお化け』ショー。一番怖じ気づいていたのは、農水省知財課ではなからうか。

農水省が作成した『冬のお化け』ショー対策

そう思った根拠は、農水省知財課が種苗法改正に備えて2019年末に作成したという「主体別品種開発数（18年度末時点）」という1枚紙の資料。取材や国会議員のレクチャー用に作成された説明資料らしく、ホームページに公表されたものではない。ここでは非公表版と呼んでおこう。

同じような内容のデータを掲載した公表版というのがある。同年1月18日の「農業資材審議会第18回種苗分科会」で配布された「国内外における品種保護をめぐる現状」の4ページ目にある「登録者の業種別内訳」。両者の違いは、非公表版が権利存続中の品種が対象、公表版は品種登録制度が発足した1978年から2017年までの登録品種数の累計が対象。

『冬のお化け』話で煽る種苗法改正反対派に根拠なし③

非公表版は、種苗法改正に向けた鈴木さん作・演出の『冬のお化け』ショー対策のため作成したものだ。根拠は、主体別品種開発数の数字を並べて、国と都道府県の「公的機関」による開発数がダントツに多いことを強調する次の説明文だ。

「作物別にみた場合、農業上重要な食用作物や果樹では、公的機関が開発した品種が大きな割合を占めている」（ゴマ点は原文色分け強調）

食用作物とは、稲や麦類や豆類など穀物に芋類を含めたもの。穀物は主要農産物として位置づけられていて、その種子開発に国や都道府県が関与すると定めた主要農産物種子法は2018年に廃止された。

穀物の種子開発に民間企業の参入を促すための措置だったが、鈴木さんは主要農産物の種子開発から都道府県を切り捨てると屁理屈を並べて種子法廃止に反対していた。『冬のお化け』ショーの種子法廃止反対編で、鈴木さん一流の屁理屈は、19年4月4日付け農業協同組合新聞への寄稿記事が分かりやすい。「（種子法廃止で）公共種子事業を

やめさせ、（農業競争力強化支援法で）国と県がつくったコメの種の情報を企業に譲渡させ、（種苗法改定で）自家採種は禁止するという3点セット」（読みやすいように（）部分を文末ではなく文頭に置き換えた）

『冬のお化け』ショーに使ういつものシナリオだ。フェイクの部分もあれば、グレーに近いなど思わせる部分もある。後者は、農業競争力強化支援法のくだり。「コメの種の情報を企業に譲渡させ」というのは、同法8条4項のことを指しているが、鈴木さんの勝手解釈。

同法を主管する生産局技術普及課に問い合わせると、鈴木説を一蹴して「官民で種子の開発の技術交流を深めよという程度のことを述べたにすぎません」という回答が戻ってきた。鈴木さんの「譲渡させ」説が正しいければ、譲渡に向けての施行例などがあるはず。それが無いというのは技術普及課の言い分が正しい。

実は鈴木さん、東大教授になる前は農水省の役人をしていたことがある。いまでも後輩たちと連絡を取り合い、常に正しい法律の運用についての解釈を確認できる立場にいる。残念ながら、後輩官僚たちは異口同音に「譲渡させ」説を否定、事実でもないことを吹聴して歩く先輩の姿

に閉口しているようでもある。

ゾンビのよう生き残る 公的機関独占態勢

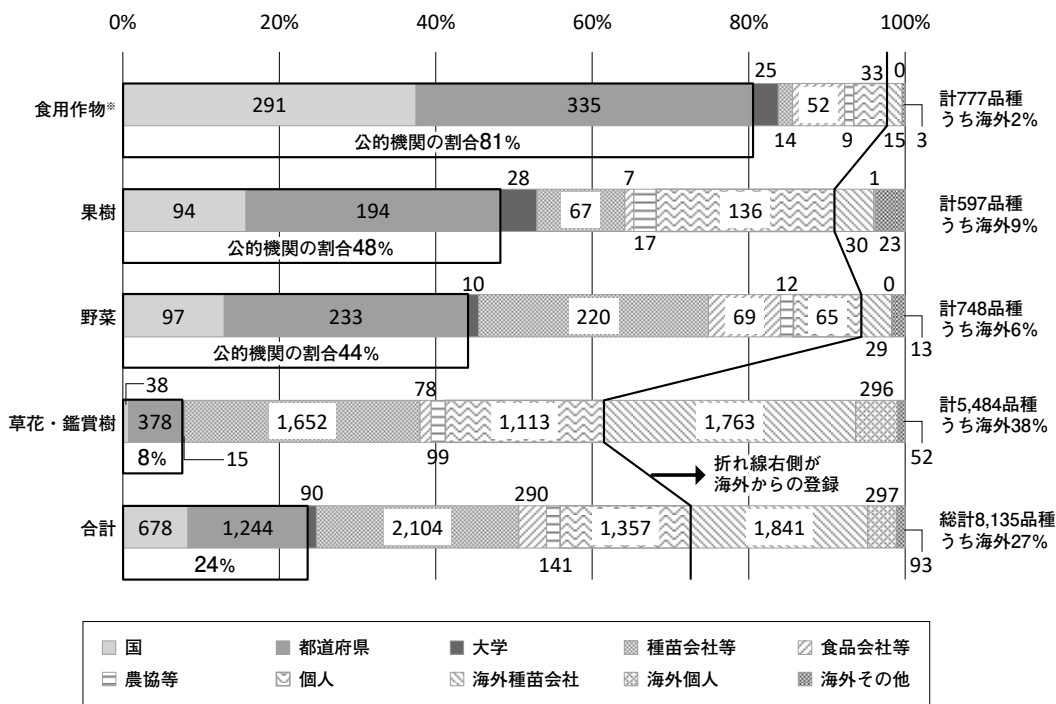
鈴木対策で作成された非公表版、そのプレゼンぶりは知財課が作成したとは思えないお粗末ぶり。鈴木さんに背中を見せるようなプレゼンぶりは情けなさすぎる。これじゃ、逆に鈴木さんにつけ込まれるだけではないか。とりあえず資料を紹介しておく(図1)。

資料にある数字は、フェイクでもなんでもない。事実その通りだ。ただ編集に策を弄したことに問題があった。それを割り引いたとしても、種子あるいは種苗の分野に横たわる問題が具体的な数字でつかめる点は参考になる。

着目すべきポイントは2点ある。ひとつは食用作物で国や都道府県の公的機関のシェアに触れた点、もうひとつは、野菜では種苗会社のシェアに触れた点だ。

食用作物から説明してみる。稲や麦類、豆類のような穀物と芋類のことで、メインは主食の稲。777登録品種のうち、稲は実に500もある。次いで小麦・大麦206。この内訳は非公表版には記載されていない。農水省「品種登録データベース」で調べた数字だ。まずは食用作物か

■図1：主体別品種開発数（平成30年度末時点）



出典：非公表版をもとに編集作図（レイアウトなどは変えているが数字データは元図のまま）
※稲、麦類、豆類、雑穀類などの穀物（観賞用、野菜用を除く）、かんしょ、ばれいしょ等の芋類

ら話を進める。非公表版は、公的機関による開発数が8割もあることが強調されている。これこそ実にナンセンス。そう強調することで、種子法廃止に反対していた鈴木さんに「種苗法改正は

お手柔らかに」とメッセージを送ったの66。これらをもって「公的機

関の開発した品種が大きな割合」と言い切るのは、ナンセンスの極み。種子法が廃止されても、都道府県が稲や麦など主要農産物の種子開発で事実上の独占を許した結果の数字で、そういう数字を何の注釈もつけずに並べること自体がおかしいということだ。とくに奨励品種と種子生産圃場の運用で大きな問題がある。その独占態勢というのは、具体的には、稲の種子に対する奨励品種制度、種子生産圃場（採種圃）の指定、種子の審査制度のことだ。とくに稲の品種開発と農業現場への普及は、公的機関でも、とくに都道府県に有利に働く制度となっている。見過ごしてならないのは、種子法が廃止されても、ゾンビのように生き残ってしまったことだ。これが民間企業にとって参入障壁となっているのだ。

大学も阻まれる「奨励品種」の壁

稲の品種開発では、半ば公的機関のように思われている大学農学部も不利な立場にある。農学部系の学科を有する大学は全国に約80。うち植物を対象にした育種学科コースがあるのは、その半数ぐらいだろうか。多くは地方の国立大学農学部。当然、稲の品種登録に多くの大学農学部が名前を連ねていると思われがちだ

がないに等しい数だった。

「主体別品種開発数」によると、大学に帰属する食用作物の品種登録は、777品種のうち、わずかに25品種しかない。ちなみに作物全体では8135品種のうち90品種。鈴木さんの母校・東京大学はたった2品種。それも「月のほほえみ」「緑地美人」の名称がつくハス科の水生植物で、稲の品種登録はない。

品種開発の分野で大学農学部が存在感がない理由は何だろうか。思い当たるのは、宇都宮大学農学部（栃木県）の前田忠信名誉教授が開発した稲の品種「ゆうだい21」のケースだ。農水省の品種登録を2010年に受けながら、10年経過しても栃木県の奨励品種に指定にされていない。県に申請しても「奨励品種にはしない」というつれない返事だけが戻ってきたという。

宇都宮大学農学部附属農場の高橋行継准教授（博士）が「農業と科学」18年10月号に「ゆうだい21」の品種特性と育成過程」と題して、栃木県の姿勢を暗に批判するような次の一文を寄せている。

「ゆうだいは、都道府県等における水稲育種戦略の中で育成された品種ではない。このため、栃木県の奨励品種としては採用されていない。現地に普及拡大を図るためには、奨励

品種であれば県が進める作付け計画、栽培技術指導はもとより販売戦略、さらには種子生産までの様々な業務を大学が単独で実施しなくてはならず、本来研究・教育が主務である大学にとって制約が非常に大きい」

ゆうだい21は、冷めても食味が落ちないという品種特性がある。それに着目した大手コンビニ・チェーン2社から、弁当やおにぎりに使いたいとオファーを受け、契約栽培の形で年間7000tを供給。種籾も、栃木県から採種圃の指定が受けられないからと、富山県に委託している。

栃木県がゆうだい21に冷たいのは水稲主要品種の県内作付状況をみれば何となく理解できる。コシヒカリ63・6%、あさひの夢22・3%、とちぎの星7・4%、なすひかり4・5%（18年産）。県農業試験場での育成品種はとちぎの星となすひかり。ゆうだい21に先を越されたら県農業試験場の面目丸つぶれになる。

もっと分かりやすい例が新潟大学・三井敏明教授が20年の歳月をかけて開発した「NU1号」。出願は14年12月、登録は20年3月。ちなみに新潟県が鳴り物入りでデビューさせた「新之助」（県総合農業研究所が育成）は、出願が約1年遅い15年11月、登録は18年1月だった。なぜか新之助

はファストトラック（優遇）扱いだ。その三井教授が地元テレビ局のインタビュアーに「応じ、実に意味深なコメントを残している。NU1号は、20年産から本格的な試験栽培に入り、将来の抱負を問われて、「このNUの遺伝子が、新潟の奨励品種の中に入っていければ、すごくいいかな」と思っています」と答えていた。

コメントの真意を聞くべく電話を数回かけたが、あいにく通じなかった。このコメントを聞くと、端から新潟県による奨励品種の指定を諦めているようにも受けとれる。また試験栽培に入ったというのなら奨励品種へ採用を目指して申請を新潟県に出していてもおかしくはない。

鈴木さんにぜひご覧いただきたい資料がある（表1）。水稲品種の作付ベスト10（19年産）の品種登録年を整理した表である。いまだに60年以上も前に登録されたコシヒカリが面積ベースで3割以上を占めて王座にある。ベスト10品種は、デビューから平均して28年。いまだにコシヒカリを追い抜くスーパー品種が出てこない。これが都道府県に品種開発を独占させてきた結

■表1：水稲作付上位10品種の開発主体と作付割合

品 種 名	登録年	開 発 主 体	作付割合	主 産 地
1 コシヒカリ	1956	福井県農業試験場	33.9%	新潟、茨城、福島
2 ひとめぼれ	1991	東北農業試験場	9.4%	宮城、岩手、福島
3 ヒノヒカリ	1990	宮崎県総合農業試験場	8.4%	熊本、大分、鹿児島
4 あきたこまち	1984	秋田県農業試験場	6.7%	秋田、茨城、岩手
5 ななつぼし	2004	北海道農業試験場	3.4%	北海道
6 はえぬぎ	1993	山形県農業試験場	2.8%	山形、香川
7 まっしぐら	2009	青森県産業技術センター	2.2%	青森
8 キヌヒカリ	1989	北陸農業試験場	2.1%	滋賀、兵庫、和歌山
9 あさひの夢	1996	愛知県農業総合試験場	1.7%	栃木、群馬
10 ゆめぴりか	2011	北海道農業試験場	1.6%	北海道
上位10品種計			72.2%	

出典：米穀安定供給確保支援機構「令和元年産 水稲の品種別作付動向について」などをもとに筆者作成
注1：* あきたこまちはデビュー年（登録なし）
注2：作付割合は2019年

果を示す通知簿のようなものだ。

F1はグローバル企業の専売特許ではない

主体別品種開発数に話を戻そう。野菜では種苗会社のシェアが29%しかない。748登録品種中220品種で29%。国と都道府県の公的機関は330品種で44%。これをもって

辛門

これには公共種子
が一番じゃま。
これをやめても
らって開発した
種子はもう。

公的機関「大健闘」と説明するよう
だったから、知財課は店仕舞いした方
がよい。野菜の種は、自家採種がで
きないようにF1化して権利を自衛
している。よって野菜で新品種を開
発しても種苗会社は品種登録はしな
いケースが一般的なのだ。

F1代雑種のF1は、自家増殖して
も収量が落ちたりするので、結局、
次の作もF1を買うことになる。そ
の方が増収につながり生産者にとつ
て経営的にプラスになる。そして種
代は、生産費全体の4%台。

新規に発売された有望な野菜品種
7458品種のうち、実に5816
品種(78%)がF1だ。出典は誠文
堂新光社が発行する「野菜の新品
種」。知財課に教えてもらった。F
1化に適しているのはウリ類(メロ
ン98%、スイカ97%)。適していな
いのはイチゴ2%や豆類1%。

F1について鈴木さんの珍説を紹
介しておこう(19年4月4日付け農
業協同組合新聞)。

「グローバル種子企業の世界戦略は
世界の種を握り、買わないと生産・
消費ができないようにすること。そ
れには公共種子
が一番じゃま。

さらに、自家採種を禁じて種を買わ
せる(在来の種は勝手に登録して農
家の特許侵害で訴える)。F1(一
代雑種)化、GM(遺伝子組み換え)
化すれば、買わざるを得なくなり、
これで生産者・消費者の支配完了と
なる」

F1は何もグローバル種子企業だ
けの専売特許ではない。野菜の場合、
国内で流通する品種の8割がF1。
公的機関もF1の開発に精力を注い
でいる。F1化しないと開発権を守
れないばかりか、開発費も捻出でき
ないという事実があるからだ。

鈴木さんに聞きたいことがある。
外資のF1にクレームを付けて国や
都道府県のF1にクレームをつけな
い理由だ。直接、聞いてみたい気
なってきた。

.....

2013年、TPP反対を掲げて
デビューした東大教授・鈴木宣弘さ
んの「冬のお化け」ショー、そろそ
ろ終幕が近づいてきた。TPPに反
対するも完敗、GMO、農業競争力
強化支援法、主要農産物種子法廃止、
すべて反対に回って勝負を挑み続け
るも、あえなく4戦連敗。この分
で最後の聖戦と意気込む秋の種苗法
改正反対も完敗間違いなし。すべて
の勝負に完敗した鈴木さんは何処へ
行き給うか。



雑草抜きの決め手



雑草ツイス取ル

人間工学の観点から開発されたヒトに優しい雑草と野良生えイモの抜き取りツール。使い方はいたって簡単。先端のねじれた刃の部分で雑草の茎の中心部に来よう照準を合わせ、片手か両手で押しながらくるとひねります。すると、刃に雑草の根が絡まって根こそぎ取ることができます。鋼鉄製なので非常に丈夫で重量も軽く、女性や子どもでも簡単に使えます。米国製の特許商品です。

一家に一本、「雑草ツイス取ル」をご準備ください。

価格
5,238円
送料
1,200円
(各税込)

お問合せ・お申込み

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-34-8 大輝ビル302号
(株)農業技術通信社 TEL 03-5155-3740 FAX 03-5155-3741